

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	有害物質使用届出施設等の廃止等の通知	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第2項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査） 第81条の4 使用が廃止された有害物質使用届出施設（第49条第2項に規定する届出施設であって、同項第1号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）又はダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、土壤法第4条第2項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 第57条の規定による届出施設（有害物質使用届出施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出又はダイオキシン類対策特別措置法第18条の規定によるダイオキシン特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用届出施設等の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用届出施設等を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	—
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	